

更生医療を申請される方へ

自立支援医療（更生医療）は、対象となった場合、申請日から適応されます。申請することが決まりましたら、できるだけ早く障がい福祉課へ申請してください。

申請時には、調書作成のためお話を伺いますので、40分程お時間をいただきます。事前に電話連絡の上、日程調整をしてからお越しください。

【制度の概要】

特定の治療を受ける場合に限り、通常3割である医療費の自己負担を1割に減らすことができる制度です。世帯の市民税額に応じて月額上限額が設けられます。月額上限額については、下記の【実際に窓口で支払う金額】をご参照ください。

【対象者】

八潮市にお住まいの満18歳以上の方で、身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下記のような治療を受けられる方が対象です。

人工関節置換術、骨切り術、腎移植術、人工透析療法、抗免疫療法、抗HIV療法、ペースメーカー移植術、弁置換術、弁形成術、肝臓移植術、歯科矯正、顎・口蓋裂形成術、人工内耳埋込術 等

一定所得（市民税所得割税額235,000円）以上の世帯の方は、「重度かつ継続（注記1）」に該当する場合を除き対象外となります。

注記1：「重度かつ継続」に該当するのは、次の場合です。

腎臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法を行う方）、肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法を行う方）

【実際に窓口で支払う金額】

自立支援医療費（更生医療）の給付対象となった疾患の治療で、保険対象のものについて、月額上限額（注記2）に達するまでかかった医療費の1割の金額を窓口でお支払いいただきます。

その他、承認された疾患以外の治療や差額ベット代などの保険対象外の場合は、全額お支払いが必要です。また、食事療養費または生活療養費の標準負担額は、生活保護世帯を除き自己負担となります。

注記2：「月額上限額」は所得区分に応じて次の表のように決められます。

1割負担で支払っていき、1か月の窓口負担額が月額上限額を超えた際は、それ以上窓口で支払う必要がなくなります。住宅借入金控除、寄付金控除は、その控除がないものとして計算し、自己負担上限額が決まります。

所得区分		自己負担上限額	重度かつ継続の自己負担上限額
生保	生活保護世帯	0円	
低1	市民税非課税 (本人収入80万円以下)	2,500円	
低2	市民税非課税 (本人収入80万円を超える)	5,000円	
中間1	市民税課税額（所得割額） 33,000円未満	※5,000円	5,000円
中間2	市民税課税額（所得割額） 33,000円以上235,000円未満	※10,000円	10,000円
一定以上	市民税課税額（所得割額） 235,000円以上	更生医療対象外	※20,000円

※ 令和9年3月31日までの経過措置

【申請方法】

申請には裏面の書類が必要です。

病院から意見書を受け取ったら、事前に電話連絡の上、できるだけ早く障がい福祉課までご申請ください。

提出書類など	用意の仕方
<ul style="list-style-type: none"> • 医学的意見書（注記3） • 医療費概算額算定表 	（指定医療機関の）医師に記載してもらう
<ul style="list-style-type: none"> • 自立支援医療（更生医療）申請書 • 同意書（課税状況等照会同意） 	申請者が記入する （障がい福祉課窓口にて）
<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳 または 身体障害者手帳用診断書（注記4） • 健康保険証（生活保護受給者世帯はその受給証） ※別紙1参照 • マイナンバーを証明する書類 ※別紙2参照 • おくすり手帳 	受診者のもの
<ul style="list-style-type: none"> • 印鑑 • ご本人確認書類（免許証など） 	申請者のもの

注記3：指定された医療機関でのみ、更生医療を使えます。指定状況については医療機関にお問い合わせください。手術を受けられる場合、意見書の日付が手術日より前である必要がありますので、医師への依頼はお早めをお願いします。

注記4：更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの方に対する制度です。お持ちでない方は身体障害者手帳用診断書をお持ちいただき、同時申請も可能です。その際は、身体障害者手帳の申請書もご記入いただきます。また、手帳の障がい名と関係のある治療にのみ更生医療を使えます。（更生医療の使えない治療もあります。）

対象の方のみ必要な書類	用意の仕方
<ul style="list-style-type: none"> • 市民税の課税（非課税）証明書（注記5） 4～6月申請は前年度分、7月以降は最新のもの （申請する日が属する年の1月1日に、世帯員のうち受診者の同一健康保険証の方全員が八潮市に住民登録をしていなかった方） 	受診者の加入する健康保険が 【社会保険】・・・被保険者のもの 【国民健康保険】・・・世帯全員のもの
<ul style="list-style-type: none"> • 特定疾病の受給者証（人工透析を受ける方） 	加入保険窓口で申請（注記6）
<ul style="list-style-type: none"> • レントゲン（肢体不自由に関する治療を受ける方） • 心電図（心臓機能障がいに関する治療を受ける方） 	（指定医療機関の）医師に記載してもらう

注記5：マイナンバーを確認することにより、省略できます。

注記6：国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は、国保年金課で申請してください。社会保険の方は、保険者の窓口にお問い合わせください。

【申請後の流れ】

申請後は医療機関に、更生医療を申請した旨をお伝えください。伝えないと、更生医療を使わない通常通りの請求方法がとられてしまいます。

市役所に申請いただいた後、埼玉県に判定依頼をします。交付まで1～2か月かかる場合がありますが、対象となった場合は申請日から適応されます。埼玉県に承認されたら「自立支援医療受給者証（更生医療）」を交付し、ご自宅に郵送します。この受給者証を医療機関に提示することにより給付が受けられます。

月額上限額が設定されるため、月額上限額管理票（受給者証と一緒に郵送）を医療機関に提示し、上限額管理を行ってください。

生活保護世帯の方は自己負担がないため、月額上限管理票は同封しません。

【受給者証交付後に手続きが必要な場合】

次の場合には手続きが必要です。わかり次第、障がい福祉課までご連絡ください。

- ①健康保険証の変更・・・新しい保険証をお届けください。
- ②医療機関・薬局の変更・・・新しい医療機関・薬局をお知らせください。
- ③八潮市内での住所変更・・・市民課でお手続きの上、お越しください。
- ④受給者証の紛失・・・再交付が必要です。
- ⑤八潮市から転出・・・受給者証を返却してください。（転出先で新規に申請してください）

【申請・お問い合わせ】

八潮市役所 障がい福祉課 障がい者支援係
電話：048-996-2111（内線862、852）